

黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設仕様書

黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設（以下「施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容等は、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設指定管理基本協定書（以下「協定書」という。）に定めるもののほか、この仕様書によるものとする。

1 施設の指定管理業務にあたっての考え方

(1) 施設活用の基本方針

当該施設の活用により、人口定住のための産業振興による雇用の場の確保や観光振興等による交流人口の拡大及び地域産物の販売額の増加により地域の活性化を図る。また、地域文化の継承に努め情報を発信し、観光客を始め多くの人々を呼び込む拠点として地域振興を促進する。

施設は、幡多の東の玄関口として、「都市と農山漁村の交流」、「水産業の振興」、「文化の伝承」、「情報発信の窓口」などの役割を担っていることから、もてなしの心をもち、カツオの町“黒潮町佐賀”的シンボルとしての責務を全うすべく管理するものとする。

(2) 運営の基本方針

施設の管理運営については、独立採算を前提とし、効果的な事業の展開、恒久的な安定経営を目指す。また、施設整備の目的やコンセプトを踏まえ、適切な公共公益機能を保ちつつ、利用者にとって魅力ある施設となるよう、民間感覚を生かした経営に努め、収益性の確保や独自性を發揮する等効率的な運営を行う。併せて、広く町民から愛され、誇りを持てる施設となるよう、町民の参画・協議を促進する。

施設は、黒潮町内の産物（食物や特産物）の供給・販売施設である。町内産品の供給を中心とした管理・運営及び町内の産物を活用した飲食メニューの開発と提供を積極的に推進すること。

また、黒潮町内での経済的効用を最大限に發揮するため、調達可能な物品については、町内で購入するよう努めること。

2 指定管理者に求める業務に対する考え方

施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の維持管理については、基本協定書に定めるものとし、特別に定める場合を除き指定管理者の業務とする。

施設が清潔かつ良好な状態で保たれ、当該施設利用者が快適に施設を利用できるよう業務にあたること。

以下の業務については、指定管理者の業務とする。

ただし、不測の事態等により、町との協議が必要な事項が生じた場合は、速やかに報告し、協議すること。

(1) 業務内容

- ①カツオのタタキづくり体験施設
- ②食材提供

(2) 施設及び設備保守管理業務

- ①施設全般管理

- ②植栽管理
- ③防犯・防火・防災
- ④電気設備保守点検

(3)清掃業務

- ①施設清掃業務
- ②トイレ清掃業務

(4)情報の提供、発信業務

【取り扱う情報】

- ①観光、物産、宿泊に関する情報
- ②交通（道路、鉄道、バス等）に関する情報
- ③町内で実施される行事、文化、町民活動に関する情報
- ④体験交流施設のイベントに関する情報
- ⑤その他施設利用者にとって有益な情報

【情報提供の手段】

- ①来訪者への直接対応、電話等による問い合わせ等を通じた周知
- ②パンフレット、チラシ、ポスター等による周知
- ③ホームページ等による周知
- ④マスメディアを通じた周知
- ⑤その他有効な手段については適宜更新を行うこととする。

(4)法令等に基づく書類の提出（消防、防災、販売許可等）

(5)利用者や周辺住民に対する配慮及び安全管理

3 施設の目的外使用について

施設は、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設の設置及び管理に関する条例第1条に規定する目的に使用することとし、目的外使用については、黒潮町長の許可を得て行うこととする。

4 業務の実施についての注意事項

- (1)公の施設であることを念頭におき、利用者に公平な対応を行うこと。
- (2)施設管理に係る取り決めを設定する時は、町と協議の上、作成すること。
- (3)営業時間、営業日及び利用料金の変更を行う時は、町に事前に届け出ること。

5 その他

指定管理者は、町主催行事等への協力及び参加を積極的に行うこととし、指定管理者の行うイベント、取り組み等を町と共有し、相互の連携を図ること。